

死因究明・個人識別等法医学システム研究会規約(案)

平成 30 年 1 月 14 日 制定
令和 3 年 3 月 14 日 改正
令和 4 年 3 月 27 日 改正
令和 5 年 2 月 23 日 改正
令和 6 年 3 月 10 日 改正
令和 7 年 4 月 9 日 改正

(名称)

第 1 条 本会は、「死因究明・個人識別等法医学システム研究会（略称：法医学システム研究会）」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、国内外の死因究明・個人識別等法医学システムの現状と課題について情報交換、研究並びに関係各所への提言を行い、これによりわが国における死因究明・個人識別等法医学システム改善に貢献し、あわせて会員相互の協力親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は次の場所に置く。

千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学法医学教室内

(事業等)

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 研究会の開催および研究成果の発表。開催の詳細は細則で定める。
- (2) 出版物の編集、刊行
- (3) 調査研究計画の立案および実施
- (4) 会員ならびに国内外の学会との連絡、交流および協力促進事業
- (5) その他本会の目的にとって適当と認められる事業

2 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

3 本会の経費は会費・委託研究費・寄付金その他の収入をもってあて る。

(会員)

第 5 条 死因究明・個人識別等法医学システムを研究する者は本会の会員となることができる。

2 学生の会員を学生会員、それ以外の会員を正会員という。

3 会員は研究会等本会の事業に参加し、総会に出席することができる。参加資格に関す

る詳細は細則で定める。

4 正会員は総会における決議権を有する。

(会員資格)

第6条 本会に入会しようとする者は幹事1名の推薦を添えて事務局に入会の申込みを行い、幹事会で入会審査を経て承認されなければならない。なお、幹事会は次の総会でその旨を報告する。

2 会員は、事務局へ退会する旨を通知し事務局が承諾の通知を発したとき、会員資格を喪失する。

3 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合もしくは会員が本会にふさわしくないと判断された場合は、当該会員の処遇について幹事会で協議し、総会に審議を諮る。総会で除名案が可決された場合は、当該会員は会員資格を失う。

(会費)

第7条 会員は原則として毎回の総会時に以下に定める会費を納入するものとする。

(1) 正会員 1,000 円

(2) 学生会員 0 円

2 一旦納付された会費は、退会しても返却しないこととする。

(幹事及び顧問)

第8条 第4条の事業等の活動は、幹事会が行う。幹事会開催に関する詳細は細則で定める。

2 幹事会は15名程度の幹事および数名の顧問により構成する。

3 幹事の選出は幹事会で行い、総会で議決する。

4 幹事は、原則として65歳または所属の機関の定年を超えない。

5 幹事会は幹事の互選により下記の役員各1名を選出する。

(1) 会長・・・本会を代表する。

(2) 副会長・・・会長を補佐する。

(3) 会計監査・・・会計の監査を行う。

(4) 事務局長・・・必要な事務および会計を総括し、本会の広報を行う。

6 役員の任期は3年とする。

7 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、引き続き前任者がその任にあたる。

8 顧問は所属機関を定年等により辞した幹事の中から幹事会が選出する。

9 顧問の任期は3年とし、再任を妨げない。

10 顧問は幹事会に対して助言を行うが、議決権を有しない。

(総会)

第9条 本会は原則として毎年1月から3月に総会を行う。

2 総会および研究会の開催者、開催場所および開催方法は幹事会が決定する。

3 幹事の過半数が必要と認めた時、または正会員の5分の1以上の請求がある時は、会長は臨時総会を開かなければならない。

4 総会が成立するためには、正会員の3分の1の出席を要する。ただし、受任者を明記した委任状を出席の代わりとすることができる。その場合は、議決に加わることはできない。

5 総会は次の事項を議する。

(1) 本会の活動

(2) 幹事・会員・顧問の人事

(3) 会計収支報告

(4) その他総会が必要と認めた事項

6 総会の議決の原則は出席している正会員の過半数とする。

7 会長は会員に対し、総会で事業に関する報告をしなければならない。

8 事務局長は会員に対し、総会で会期中の会計収支ならびに次年度予算報告をし、承認を得なければならない。

9 会計監査は会計収支報告前に会計の監査を実施し、総会で報告しなければならない。

(個人情報)

第10条 本会が管理する会員の情報は以下の目的の他にこれを利用しない。

(1) 事業実施および総会運営にかかる事務

(2) 会費請求等にかかる事務

(規約の変更)

第11条 本会の規約の改廃は、総会に出席している正会員の過半数で議決する。

(その他)

第12条 その他本会の運営に関して必要な事項は細則でこれを定める。

2 細則は、会長が総会に提出し、総会に出席している正会員の過半数で議決する。

3 本規約に定めのない事項については、幹事会の議をもって定める。

附則(平成30年1月14日)

第1条 この規約の規定は、平成30年1月14日の会の発足時から効力を発する。

第2条 発足時の幹事および役員は以下のものとする(敬称略)。

千葉大学・京都府立医科大学 石原憲治(会長)

千葉大学・東京大学 岩瀬博太郎(副会長)

東京医科歯科大学 上村公一

東京女子医科大学	武市尚子
岩手医科大学	出羽厚二
滋賀医科大学	一杉正仁
龍谷大学	福島 至
山口大学	藤宮龍也
東京医科歯科大学	櫻田宏一（会計監査）
京都府立医科大学	池谷 博（事務局長）

附則（令和 3 年 3 月 14 日）

第 1 条 この規約の改定は、令和 3 年 3 月 14 日から効力を発する。

第 2 条 令和 3 年 3 月 14 日より幹事および役員は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・東京大学	岩瀬博太郎（会長）
東京医科歯科大学	上村公一
滋賀医科大学	一杉正仁
龍谷大学	福島 至
東京医科歯科大学	櫻田宏一（会計監査）
京都府立医科大学	池谷 博（副会長）
千葉大学	猪口 剛（事務局長）
愛媛大学	松原英世
鶴見大学	佐藤慶太

第 3 条 令和 3 年 3 月 14 日より顧問は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・京都府立医科大学	石原憲治
山口大学	藤宮龍也
岩手医科大学	出羽厚二

附則（令和 4 年 3 月 27 日）

第 1 条 この規約の改定は、令和 4 年 3 月 27 日から効力を発する。

第 2 条 令和 4 年 3 月 27 日より幹事および役員は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・東京大学	岩瀬博太郎（会長）
東京医科歯科大学	上村公一
滋賀医科大学	一杉正仁
龍谷大学	福島 至
東京医科歯科大学	櫻田宏一（会計監査）
京都府立医科大学	池谷 博（副会長）
千葉大学	猪口 剛（事務局長）
愛媛大学	松原英世
鶴見大学	佐藤慶太
熊本大学	西谷陽子

愛媛大学

浅野水辺

附則（令和 5 年 2 月 23 日）

第 1 条 この規約の改定は、令和 5 年 2 月 23 日から効力を発する。

第 2 条 令和 5 年 2 月 23 日より幹事および役員は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・東京大学	岩瀬博太郎（会長）
東京医科歯科大学	上村公一
滋賀医科大学	一杉正仁
東京医科歯科大学	櫻田宏一（会計監査）
京都府立医科大学	池谷 博（副会長）
千葉大学	猪口 剛（事務局長）
甲南大学	松原英世
鶴見大学	佐藤慶太
熊本大学	西谷陽子
愛媛大学	浅野水辺
甲南大学	笹倉香奈
東京ディフェンダー法律事務所	久保有希子
東京共同法律事務所	小竹広子

第 3 条 令和 5 年 2 月 23 日より顧問は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・京都府立医科大学	石原憲治
山口大学	藤宮龍也
岩手医科大学	出羽厚二
龍谷大学	福島 至

附則（令和 6 年 3 月 10 日）

第 1 条 この規約の改定は、令和 6 年 3 月 10 日から効力を発する。

第 2 条 令和 6 年 3 月 10 日より幹事および役員は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・東京大学	岩瀬博太郎（会長）
滋賀医科大学	一杉正仁
東京医科歯科大学	櫻田宏一（会計監査）
千葉大学	猪口 剛（事務局長）
甲南大学	松原英世
鶴見大学	佐藤慶太
京都大学	西谷陽子
愛媛大学	浅野水辺
甲南大学	笹倉香奈
東京ディフェンダー法律事務所	久保有希子
東京共同法律事務所	小竹広子

横浜市立大学	井濱容子
防衛医科大学校	井戸田 望
北海道議員	武市尚子

第3条 令和 6年 3月10日より顧問は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・京都府立医科大学	石原憲治
山口大学	藤宮龍也
岩手医科大学	出羽厚二
龍谷大学	福島 至
東京医科歯科大学	上村公一
京都府立医科大学	池谷 博

附則（令和 6年 10月1日）

第1条 この規約の改定は、令和 6年 10月1日から効力を発する。

第2条 令和 6年 10月1日より幹事および役員は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学	岩瀬博太郎（会長）
滋賀医科大学	一杉正仁
東京科学大学	櫻田宏一（会計監査）
千葉大学	猪口 剛（事務局長）
甲南大学	松原英世
鶴見大学	佐藤慶太
京都大学	西谷陽子
愛媛大学	浅野水辺
甲南大学	笹倉香奈
東京ディフェンダー法律事務所	久保有希子
東京共同法律事務所	小竹広子
横浜市立大学	井濱容子
防衛医科大学校	井戸田 望
北海道議員	武市尚子